

練馬区循環型社会推進会議

練馬区リサイクル推進条例（平成 11 年 12 月練馬区条例第 55 号）第 21 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

平成 24 年 9 月 20 日

練馬区長 志村 豊志郎

記

更なるごみ減量に向けた 3 R の取り組みについて

理由

区では、平成 23 年 3 月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条の規定に基づき、練馬区第 3 次一般廃棄物処理基本計画(平成 23 年度～32 年度)を改定しました。

この計画では、平成 32 年度における区民一人 1 日あたりの収集ごみ量の目標値を、平成 21 年度の 551 g から 15%減量した 470 g としています。

ごみ量の実績値は平成 22 年度は約 546 g、平成 23 年度は約 542g と減少してきましたが、収集ごみ量の減少傾向は鈍化しつつあり、平成 32 年度の目標値を達成するためには、区民一人ひとりが日常生活の中で、より一層の発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)を実践していくことが不可欠です。

そこで、更なるごみの発生抑制と減量化、資源として再使用・再生利用を進めるための具体的な仕組みづくりについてご審議いただきたく、ここに諮問いたします。